

## 鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（吸引器）給付業務契約仕様書

1. 品 名 吸引器
2. 機 種 等
  - (1) 性能
    - ア 粘稠性の高い喀痰を吸引できる高い吸引力があり、安全性が十分確保されたもので、介護者が容易に使用することができるもの（吸引カテーター12Frを1本付ける。）
    - イ 別売品（専用充電器（充電電池1個付）、シガーライターコード）の購入により3電源式として使用が可能なもの
  - (2) 機種（下記機種に限る）
    - ・新鋭工業株式会社
    - 吸引器 スマイルケア（KS-1000）
3. 予定数量 94台（本庁：65台 谷山：29台）  
※予定数量の変動に伴う契約単価の変更は行わない。
4. 納入期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
5. 納入及び事務手続
  - (1) 市（長寿支援課、各支所福祉課及び保健福祉課）が交付する納入指令書による指示に従い、鹿児島市全域において、給付を受ける者の住居に福祉用具を直接納入し、使用できる状態に設置すること。なお、契約単価には、福祉用具の配達に係る費用その他この業務の処理に要する全ての費用を含む。
  - (2) 給付を受ける者又は立会人に対して取扱方法等を十分に説明すること。併せて、保証書等についても説明すること。
  - (3) 納入時に、給付を受けた者から虚弱高齢者等福祉用具給付券に福祉用具の受領の記入を受け、当該虚弱高齢者等福祉用具給付券を受領すること。併せて、利用者負担額がある場合（納入指令書の利用者負担額欄に金額の記載がある場合）は、当該利用者負担額を徴収し、領収書を交付すること。
6. 代金請求 毎月の納入完了の実績を、納入した月の翌月の10日までに、納入指令書を交付した長寿支援課、各支所福祉課若しくは保健福祉課に対して、必要事項が記入された虚弱高齢者等福祉用具給付券を提出することにより報告するとともに、併せて市負担額（納入指令書の市負担額欄に記載された金額）を所定の請求書により請求すること。
7. その他
  - (1) 必要に応じて、長寿支援課、各支所福祉課及び保健福祉課と協議すること。
  - (2) メーカー保証を1年以上設定すること。